

別表4

項目	内容
保育所等	<p>次の施設等とする。ただし、国又は地方公共団体が設置したものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none">1 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けている保育所2 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項の規定により、認可又は認定を受けた認定こども園3 認定こども園への移行を予定しており、旭川市と正式に協議を行っている幼稚園4 法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型を行う事業所5 法第34条の15第2項の認可を受けており、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所6 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）により認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設
保育士試験	法第18条の8に規定する保育士試験とする
対象施設等	市内の保育所等